

2025（令和7）年度 大阪大学大学院高等司法研究科

一般選抜／特別選抜（法曹コース開放型）法律科目試験（行政法）出題の趣旨

【設問1】は、行政指導を理由に申請に対する処分を留保することが、いかなる場合に違法になるかを問うものである。具体的には、Y市行政手続条例33条（行政手続法33条と同一内容という前提である）、さらには品川マンション事件最高裁判決（最三小判昭和60年7月16日民集39巻5号989頁）を規範として挙げて、Xによる書面の提出が、上記判決にいう「行政指導にはもはや協力できないとの意思を真摯かつ明確に表明」したものといえるかどうか、また、Xが本件指導に従わないことが、上記判決にいう「行政指導に対する……不協力が社会通念上正義の観念に反するものといえるような特段の事情」に該当するといえるかどうか、といった点を検討することが必要である。

【設問2】は、建築確認の根拠規定である建築基準法6条の解釈を問うものである。具体的には、建築確認の要件は何か、また、要件を満たした場合に建築確認をするか否かについて、建築主事に裁量が認められるかどうか、などの点を検討することが必要である。さらに、Xは本件指導に従っていないとして拒否処分をすることが、Y市行政手続条例32条2項（行政手続法32条2項と同一内容という前提である）に違反するものであるかどうか、という点に触れることも考えられる。